

未来投資会議「第4次産業革命」
構造改革徹底推進会合会長

これまで、累次に渡り、デジタル市場のルール整備について、「第4次産業革命」構造改革徹底推進会合で議論を行ってきたところ。

今夏の成長戦略の実行計画の閣議決定に向けて、当該会合において下記のとおり検討項目をとりまとめたので、本検討項目も踏まえて、未来投資会議で議論を行っていただきたい。

記

1. 内閣官房にデジタル市場の競争状況の評価等を行う専門組織を設置する

- グローバルで変化が激しいデジタル市場における市場競争状況の評価については、在来の競争当局のノウハウだけでは対応が困難。また、縦割りの業所管的発想でも対応が困難。
- 所掌事務は、
 - ① デジタル市場における競争状況の評価、
 - ② 様々なプラットフォームビジネスについてのルール整備、独禁法、個人情報保護などの課題の調査・提言、
 - ③ 中小企業・ベンチャーなどを含めたデジタル市場の活性化に向けた提言、
 - ④ G7等の国際的枠組みにおけるデジタル市場の競争評価に関するルールづくりへの参画等
- 専門組織は、法学、経済学、情報工学、システム論等の専門家を集め、事務局については、公正取引委員会事務総局、デジタル関係の政策を担当する経済産業省、総務省などの知見のある行政官を広く募る。
(注)欧州委員会は「オンライン・プラットフォーム経済監視委員会」を2018年10月より始動させている。

2. デジタルプラットフォーム企業と利用者間の取引の透明性・公正性の確保のためのルール整備

①企業結合

- デジタル市場においては、企業の市場シェアが小さくても、データの独占により競争阻害が生じるおそれがある。独禁当局は、デジタル市場についての知見が弱いこともあり、十分な勘案が出来ていないとの指摘がある。
- このため、データの価値評価を含めた企業結合審査のためのガイドラインand/or法制整備を図る。その際、イノベーションを阻害することのないよう留意する。

②取引慣行等の透明性・公正性

- デジタルプラットフォーム企業は、中小企業・ベンチャー、フリーランス(Gig Economy)にとって、国際市場を含む市場へのアクセスの可能性を飛躍的に高める。
- 他方、デジタルプラットフォーム企業と利用者間の取引において、(a)契約条件やルールの一方的押しつけ、(b)サービスの押しつけや過剰なコスト負担、(c)データへのアクセスの過度な制限等の問題が生じるおそれがある。
- このため、デジタル市場に特有に生じる取引慣行等の透明性および公正性確保のための法制 and/or ガイドライン整備を図る。
- 一方で、ルール整備が第4次産業革命のデジタルイノベーションを阻害することのないよう、当初はcomply or explain(従うか、または、従わない理由を説明する)といった自主性を尊重したルールを検討する。
- 具体的には、契約条件や取引拒絶事由の明確化・開示、ランキング(商品検索結果の表示順)の明示、デジタルプラットフォーム企業が自身の商品・役務提供を優遇する場合の開示、最恵国待遇条項(取引先の中で最も有利な取引条件を求めること等)を求める際の開示、あるいは苦情処理システムの整備義務といった項目について検討を行う。

3. データの移転・開放の促進等

金融分野、医療分野、といった具体的分野ごとにデータポータビリティ・API開放について具体的制度設計を行う。また、レガシー規制などについて、デジタル市場に即したルールの整備を図る。

この際、規制改革推進会議と連携する。